

令和4年度 第1回鶴岡市景観審議会 会議録

開催日時：令和4年7月1日(金) 15:00～16:40

実施会場：マリカ西館 3階 市民ホール

○出席者

【景観審議会委員】

山形大学 名誉教授 野堀 嘉裕 氏(景観審議会会長)

早稲田大学 名誉教授 佐藤 滋 氏

東北公益文科大学 大学院 非常勤講師 高谷 時彦 氏

山形県土地家屋調査士会 鶴岡支部 山本 節子 氏

山形県建築士会 鶴岡田川支部 事務局長 秋野 公子 氏

山形県建設業協会 鶴岡支部 佐藤 友行 氏

日本造園建設業協会 山形県支部 副支部長 土田 一彦 氏

日本グラフィックデザイナー協会 山形地区幹事 さとう れいこ 氏

鶴岡市文化財保護審議会 委員 柴田 和彦 氏

【業務委託者】

早稲田大学 教授 矢口 哲也 氏

早稲田大学都市・地域研究所 招聘研究員 大木 一 氏

○欠席者

鶴岡商工会議所 副会頭 佐藤 友和 氏

環境省羽黒自然保護官事務所 自然保護官 澤野 崇 氏

山形県庄内総合支庁 建設部長 渡辺 満 氏

【事務局】

建設部長

都市計画課 主幹、鼠ヶ関 IC 周辺施設整備推進室長、都市計画係長、都市計画専門員、専門員、主事

○公開・非公開 : 公開

○傍聴者の人数 : 0人

○次第

1. 開会

2. 挨拶
3. 協議
 - (1) 鶴岡市景観計画の改定について(中間報告)
 - (2) その他
4. その他
5. 閉会

○内容

1. 開会(進行：事務局)
2. 挨拶(建設部長)

【委員紹介、出席者数の報告、会の成立宣言】(事務局)
3. 協議(議長：景観審議会 会長)
 - (1) 鶴岡市景観計画の改定について(中間報告)

会長

本日の案件は、令和3年度第1回景観審議会の際に鶴岡市長より鶴岡市景観計画の改定について、当審議会に意見を求める依頼がございましたので、中間報告として引き続き皆様で議論していただきたいと考えております。

それでは景観計画の改定について、審議会資料より「1 鶴岡市景観計画改定進捗状況」を事務局から説明をお願いします。

(説明：事務局)

会長

ただ今の説明に関して、皆様からご質問を受けたいと存じます。

→(質問・意見等無し)

質問・意見はないようなので、引き続き、「2. 景観審議会(R4.2.14)、都市計画審議会(R4.3.16)における主な意見」、「3. 景観計画改定素案(中間報告)」について、事務局から説明をお願いします。

(説明：業務受託者、事務局)

会長

ただ今説明のありました「2. 景観審議会(R4.2.14)、都市計画審議会(R4.3.16)における主な意見」、「3. 景観計画改定素案(中間報告)」についてご質問を受けたいと思います。

委員

まず、資料 2 の 1 ページ、「3. 良好な景観の形成に関する方針」について、「山当てを知らなくても…」のところに、「山当て」という言葉がもっと身近な言葉に感じられるような言葉を付け加えた方がよいと思います。

また、素案の情報量が盛りだくさんで、読んでいるうちにどんどん複雑に進んでいくのでわかりにくくなっています。一文を短く切って読むと、分かりやすくなったので、そういった修正が必要なのではないのでしょうか。

会長

事務局より回答をお願いします。

事務局

まず山当ての表現については、計画改定の大きなポイントのひとつで、市民から知ってもらい、愛着を持っていただくことが重要だと思いますので、市民により伝わるような文章で表現するようにします。

また、一文が長いというご指摘はその通りかと存じます。うまく伝わるように工夫していきます。

委員

具体的な記述をしていて、前向きな改正であることは伝わってきますが、やはり文章の分かりにくさが見られます。何をしたいのかが伝わってこなくて、遠慮しているような表現で、伝えたいことがあやふやになってしまっているかと思います。例えば、資料 3 の 2 ページ（1）の基本方針①では、「自然環境の保全と緑の創出をすることによって、自然環境と調和した景観形成ができる」という文章の構成になっておりますが、②は何をやるかが書いておらず、方針のみの記載になっております。個人的には、建築行為を適切な方向に導くことによって、市民の誇りとなる景観形成が行えると考えております。何をするか、何を目的にするのかをはっきりと書いた方が内容を伝えやすくなると思います。

会長

事務局より回答をお願いします。

事務局

まずは基本方針に関して、何をするか遠慮せずを書くということについては、その記載をすることによって、委員の方々もポイントが絞れて、意見が出やすくなると思います。何をしたいのかが伝わらないということに関しては、はっきりとした記載にしていきたいと思います。

資料 3 の 2 ページ（1）②の「地域の特性を生かし～」については、全体的な基本方針として、地域別の方針というものがあります。合併前の 6 地域が、共通の項目に応じてそ

それぞれの内容を記載いたします。また、例えば資料3の4ページ(イ)「住宅地域については～」の記載では、景観計画としては景観上の施策を書いた方がよいのではないかとご指摘かと存じますが、その点は今後考えて参ります。

会長

私も事務局の意見に少し近く、内容を全部きっちり書いてしまうとそれに捉われてしまうため、包括的に書いた方が運用はしやすいと思います。

また、資料3の3ページの類型別の方針の中にある森林地域の景観や海岸地域の景観に多大な影響を及ぼすのは、「文学的景観」なのではないかと感じます。文言には「文学的景観」という言葉は出てきませんが、太陽光発電にせよ風力発電にせよ森林景観など自然景観に相当大きく影響を与えることを感じました。資料3の3ページ(2)類型別の方針の中に「文学的景観」を入れろということではなく、2ページの(1)基本方針の中に文言として「文学的景観」を入れた方がよいのではないかと感じます。

委員

文章全体が少し抽象的で、例えば、資料3の4ページの(イ)の住宅地域の中に空き家や人口減少等の問題が乱立しており、抽象的でわかりづらくなっている印象です。具体的に書けないまでも、理念となるものを絞って文章を構成すべきではないかと思いました。

質問ですが、資料3の1ページの2. 鶴岡市景観計画の区域に「海水面は含めないこととします。」と黄色で着色されているが、現在、遊佐沖で洋上風力発電の問題が取り沙汰されている中で、海水面については中心的な議論になっていくと思います。資料2の中に「4. 行為の制限に関する事項について、7. 景観まちづくりについて検討するにおいて検討します」と記載されていますが、大事なことなので、洋上風力発電に景観的にどう取り組んでいくのでしょうか。

会長

事務局より回答をお願いします。

事務局

海水面の景観計画区域については、運用指針上あてはまらないことを確認しております。前回景観審議会の際にご意見がありましたが、視点場と視対象を景観資源として位置づけることを計画の中で明記することによって、鶴岡市として制限とまではいかないまでも、メッセージとして活かしていけるのではないかとというのが今の考え方です。

委員

今の質問についての確認ですが、景観計画区域は鶴岡市全域であり、「海水面は含めない」という記載はしないということによろしいでしょうか。

事務局

黄色で示した記載部分は本文ではなく、補足として示したものとなります。

委員

資料3の2ページ内の素案だと、全体的に繰り返しが多く、現行のように言い切った形の方が伝わりやすいと思います。伝わりやすさを意識した言葉で記載した方が良いと思います。

委員

法律であればその下に運用や規則等がありますが、景観計画の下に更に細かく運用等はないのでしょうか。

事務局

資料3の表紙裏に目次がございます。「4. 行為の制限に関する事項」にて具体的な届出の基準と、基準による制限内容を記載します。記載した行為の制限に関する事項を条例と規則で改めて規定し、市としては計画のほか、条例・規則に基づいて指導します。

委員

つまり、これはスローガンのようなものであると捉えた方が良いですか。

事務局

スローガンに近い項目は「基本方針」であり、「4. 行為に関する制限に関する事項」に届出対象の選別や、色彩基準など具体的な内容を記載します。

委員

そうであれば、他の委員の意見と同様にもっと分かりやすく簡潔に記述した方が良いと感じました。

委員

行為の制限について、行政的に言えば「制限」ではありますが、シミュレーション画像にあったとおり、視点場と視対象を一律に規定しがちになります。絶対高さの制限は例外規定があり、その制限はまちづくりにとって良いことがあれば例外的に突破できます。その良いこととは何かを議論することが面倒なため、一律な規制になりがちです。コミュニティーアーキテクトは、専門家が色々な要素を事業者と議論しながら運営し、誘導方を講じることが大事だと思います。多くの人は移動しながらの景色を見るので、景観の規制は必ずしも全体が見えなければならないということではなく、大事な視点場から良く見えるということでも良いのではないかと思います。一律に景観的な行為制限をするということまでではなく、本当に大事な所をメリハリ付けて議論すべきです。

風力発電について、羽黒山での建設計画の問題が過去にありましたが、それは見え方の

問題ではなく、神聖な場所に建つのが問題でした。その場所が人々にとって神聖なものであるかによって良し悪しが変わってくるのではないかと思います。一律にどのように見えるのがよいかというような話ではなく、本当に大事な場所は景観計画で規定するといった分別をはっきりさせて、議論や対応を行うのが良いのではないのでしょうか。

委員

文章の表現について多くの意見が挙がりましたが、説明が長いところはあるものの、個人的にはとてもよくできた内容だと思いました。しかし、内容を簡略的に詰めればもっと良くなると思います。現行計画と改定素案の比較の資料があるので、これから作成していく本文については、それぞれの書き方の良さを考慮しながら構成すればもっと改善されると思います。

景観と経済のせめぎ合いが多くあると思います。本審議会では当然景観を重視したのですが、本市の経済も考えながら議論すべきだと思います。改定素案内に「豊かな自然環境や歴史的・文化的資源を後世に引き継ぎ…」とあるように、重点的に後世に残していきたいものを議論していくべきです。

委員

ふるさとに残すべきものを、内容に盛り込んでいくべきだと思います。身近な方々が日常的に触れるようなところ、市民が日常的に目につくようなところを市民が守っていくといったことが出来れば良いと考えます。

委員

具体的に記載するというのは、何が大事で、何を対象として景観形成を行っていくのかを記載する必要があるということです。例えば、都市景観の中の住宅地は、まちの構造のみならず、街並みなどのことも観点に取り入れて議論していくという過程によって、より中身が具体的になるのではないかと思います。さらに例を挙げると、川と景観については、「環境形成に努めます」だけではなく、川の軸景観は何によって成り立っているのか、山当てや川沿いの美しさ、川の持っている特性、川と建物の関係性などをもう一度議論すべきです。川端通りが拡張されることによって、川と建築の関係が景観的にプラスになっているかの記載があれば、説得力が増すものと思います。

委員

資料1の課題③に「鶴岡らしさを表す通りや内川の眺めの継承」がありますが、そこに追加してもらいたい事項があります。外堀堰は近隣住民が日常触れている場所です。外堀堰を景観や都市計画の面から整備し、市民が外堀堰の景観を守っていくような仕掛けがあれば、市民自らが城下町らしさを守るために将来に亘る景観形成に取り組むこととなり、意味のあることだと思います。金沢市では下級武士の住宅が整備され、駅から城下町までの途中の川沿いに立ち並び、非常にきれいです。言いたいこととしては、市民が日常に触れているところを自ら毎日のように整備するような仕組みが大事になるということです。

委員

風力発電施設に関して、シミュレーション内で音の影響についてはどう取り込んでいくつもりでしょうか。

建設部長

資料2の1ページで触れておりますが、「鶴岡市における風力発電施設の設置にかかるガイドライン」と山形県の「再生可能エネルギーと地域の自然環境や歴史・文化的景観等との調和に関する条例」で、高さ、場所、音等の影響調査を行っております。そこでカバーしきれていない内容として、景観という視点が抜けているため、必要な項目として重要視したいと存じます。

委員から外堀堰の件でご意見ありましたが、例えば羽黒手向地区の市民活動等があるので、これから参考にしていきたいと存じます。

文章表現については、分かりにくいという意見がございましたが、率直に文章をまだ練れていないと感じました。もっと的確な表現が必要ではないかという意見や、具体的な内容を記載すべきという意見については、まだ文章に表されていないと改めて感じております。もう一度持ち帰って文章の整理を行っていきます。

次段階としては、具体的な制限、規制をご提示してまいります。景観形成は一律に制限をかけられるようなものではないというご指摘については、実際の事務としての対応はなかなか難しく、コミュニティアーキテクトなどを通しての個別の景観形成についての議論も時間を要してしまうものと存じます。そのあたりも含めて持ち帰って検討しますので、次回までに報告したいと存じます。

会長

本日の意見を踏まえて、引き続き改定案の策定を事務局にお願いしたいということで締めたいと思います。

委員

文章が練れていないというような指摘をしたかったわけではなく、書ききれないようなことは無理に一文にせず、文章の区切りを加えればもっと伝わりやすくなると思います。

建設部長

その点を含めて、文章として精査します。

(2)その他

会長

では、その他の項目に入りたいと思います。事務局から何かございませんでしょうか。

事務局

特にございませぬ。

会長

委員からはその他として何かございませぬでしょうか。

委員

委員から金沢市の話があったので付け加えます。金沢市の景観審議会で、旧町名を復活させる話が上がり、石碑にして観光地にした例があり、景観について、直接昔の歴史を想起させるようなものを作ることができたら良いと思います。

会長

ありがとうございました。事務局は検討をお願いします。

事務局

会長、どうもありがとうございました。委員の皆様からもたくさんのご意見ご指摘等いただきありがとうございます。以上で3の協議については終了となります。

4. その他

事務局

4. その他に関して事務局より報告がございませぬ。

(庄内中高一貫校 (仮称) 整備事業 説明：事務局)

事務局

以上報告となりましたが、委員の皆さんから何かご質問等ございませぬでしょうか。

5. 閉会

事務局

本日はお忙しい中、ありがとうございました。

(終了)